

令和6年度
県産材利用サステナブル住宅普及促進事業
新築住宅支援
Q & A

Q 1 補助金の募集件数を超えた場合はどうなりますか

A) 補助金交付申請書は先着順で受付するため、募集件数を超えた後に申請があった場合は返却することになります。

なお、募集件数を超えた当日については、予算の範囲内で受付をします。予算の範囲を超えた場合は、その日に宮城県林業振興課に到達した補助金交付申請書の中から、抽選により受付対象者を決定します。

Q 2 補助金交付申請書に添付する納税証明書とは何ですか

A) 申請の条件として、宮城県の県税に未納がないことを証明していただくための書類です。納税証明書は必ず宮城県内の県税事務所で取得してください。

なお、現在宮城県外にお住まいの方でも、宮城県内の県税事務所で納税証明書が発行されます。発行方法等詳細は、各県税事務所までお問い合わせください。

Q 3 いつまでに申請をすれば良いでしょうか。

A) 木工事（土台敷き）に着手する前までに申請をしてください。

※郵送の場合は、着手前必着です。

Q 3 事業開始（主要構造部材の着工）はいつできるのでしょうか

A) 原則として、事業開始（主要構造部材の着工）が可能となるのは補助金交付決定後です。ただし、被災住宅の早期再建など、早期に工事に着手する必要があるが、使用している木材が宮城県産材、県産JAS製品及び優良みやぎ材であることが確認できる場合は、補助金交付申請書と同時に交付決定前着手届を提出してください。

Q 5 他の住宅部材（木材）等に係る補助事業との併用は認められますか

A) 原則として、国、県、市町村等が実施する住宅の住宅部材（木材費）等の補助との併用はできません。但し、他の補助事業が本事業との併用を認めている場合は、この限りではありません。

Q 6 店舗兼住宅の併用住宅は補助の対象になりますか

A) 店舗兼住宅の併用住宅の新築においては、住宅部分のみの補助となります。木びろい表作成等について注意点がありますので、詳しい手続きについては、御連絡ください。

Q 7 車庫や物置は補助の対象になりますか

A) 補助対象になりません。

Q 8 集合住宅（アパート、マンション）は補助の対象となりますか

A) 補助対象になりません。

Q 9 宮城県産材を使うには、どうしたらいいですか

A) 設計段階から設計事務所や工務店等と十分打合せを行い、宮城県産材、県産JAS製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材と指定してください。また、それらを使用したことを証明する書類の取得も併せて要請してください。特に、優良みやぎ材は納品前に認証検査を受ける必要がありますので御注意ください。

Q10 補助金はいつ振り込まれますか

A) 事業完了後に実績報告書を提出いただき、補助金交付申請者に補助金額の確定通知書を送付した後になります。

なお、確定通知書を発送してから補助金を振り込むまでには1~2ヶ月程度時間を要します。

Q11 県産材住宅モニターとはどのようなことをするのですか

A) 必要に応じて建設現場を見学会などの県産材PRの場として提供していただくほか、アンケート調査に協力していただきます。

また、宮城県産材の需要拡大に関する広報など、写真の活用について協力を依頼することがあります。

Q12 新築する住宅は、夫婦共有の名義ですが、補助金交付の申請者は夫婦連名となりますか。

A) 2人以上の連名による申請はできません。どちらか1人で申請してください。

なお、納税証明書は申請者となる方のみ提出してください。

Q13 建設業法の許可が不要な業者が施工する場合は、補助の対象となりますか

A) 軽微な建設工事のみを請け負っているため建設業法の許可を必要とする業者に該当しない場合は、下記に例示します木造住宅を建築することができる技能者であることを証明する書類の写しを添付してください。

建設業法の許可書の他、下記に例示します書類をお持ちでない業者が施工される場合は、宮城県林業振興課へ個別に御相談ください。

なお、建設業法の許可が必要な工事等の資格要件を遵守願います。

・該当書類の写し（下記の中から1点）

建設職組合員証、建築士免許証、大工技能士免許証、建設職として加入している労災保険・雇用保険関係の証明書、瑕疵担保保険（任意保険）の加入証

Q14 罹災枠の対象となるのはどのような方ですか。

- A) 特定災害により半壊以上罹災した当時の世帯主です。ただし、罹災時の世帯主と同一の世帯で罹災された方が、同居する条件で住宅を再建する場合は、該当になる場合がありますので、個別に状況を確認させていただきます。
詳しくは宮城県林業振興課へお問い合わせください。

Q15 建売住宅は補助対象となりますか

- A) 木工事に着手する前に交付申請できる場合に限り、補助対象とします。

Q16 子育て世帯とはどのような世帯が該当しますか

- A) 0歳から中学校卒業までの児童を養育している方、もしくは事業完了までに養育することとなる方の世帯が該当します。

Q17 県外からの移住世帯とはどのような世帯が該当しますか

- A) 現に他都道府県に居住し、新築する住宅の引き渡し後3ヶ月以内に住民票を異動することが確実な世帯。また、申請日以前、5年以内に他都道府県から宮城県内に移住している世帯が対象となります。

Q18 内装の補助はどのようなものが該当しますか

- A) 床、壁、天井、階段の仕上げ材に県産材を使用した場合が該当します。

Q19 内装の「補助対象経費」はどのようなものが該当しますか

- A) 内装に係る木材費が該当します。その他の経費は補助対象外です。

Q20 内装の木びろい表はどのように記載すれば良いですか。

- A) 床、壁、天井、階段の仕上げ材に使用する木材（宮城県産材以外を含む）をすべて記入してください。

Q21 木製品配備とはどのようなものが該当しますか。

A) テーブルや椅子、タンス等の木製品が該当します。

Q22 木製品配備の「補助対象経費」はどのようなものが該当しますか。

A) 木製品の購入代金や材料費、施工費が該当します。

Q22 木製品の木びろい表はどのように記載すれば良いですか。

A) 住宅の引き渡し時点で設置されている木製品（宮城県産材以外を含む）をすべて記入してください。

上記の他、詳しくは宮城県林業振興課へお問い合わせください。